

教第23号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年8月2日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

対外運動競技等引率指導に係る特殊勤務手当について、業務従事時間に応じた支給額を要綱で規定するにあたり、規則を改正する必要があるため。

また、平成30年12月10日に開催された教育委員会会議において、「神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について議決されたが、公示手続きが漏れており、改正の効力が生じていない。したがって、改めて議決を得て公示を行う必要があるため。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(以 下 略)

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について

1. 改正理由

対外運動競技等引率指導に係る特殊勤務手当について、業務従事時間に応じた支給額を要綱で規定するにあたり、規則を改正する必要があるため。

また、平成30年12月10日に開催された教育委員会会議において、「神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の制定について議決されたが、公示手続きが漏れており、改正の効力が生じていない。したがって、改めて議決を得て公示を行う必要があるため。

2. 改正の内容

(1) 対外運動競技等引率指導に係る特殊勤務手当（第2条第3項第3号）

業務従事時間に応じた額の支給を可能とする（細分化した支給基準は、「神戸市立学校園に勤務する教員の特殊勤務手当の支給に関する要綱」により定める）。

改正前：勤務1回につき5,100円

改正後：勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

【支給基準】

改正前：終日に及ぶ程度又はこれと同程度（8時間程度）5,100円

改正後：1時間以上1,200円、2時間以上2,400円、3時間以上3,600円、
8時間程度5,100円

(2) 部活動指導に係る特殊勤務手当（第2条第3項第4号）

業務従事時間に応じた額の支給を可能とする（細分化した支給基準は、「神戸市立学校園に勤務する教員の特殊勤務手当の支給に関する要綱」により定める）。

改正前：勤務1回につき3,600円

改正後：勤務1回につき3,600円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

【支給基準】

改正前：3時間以上3,600円

改正後：1時間以上1,200円、2時間以上2,400円、3時間以上3,600円

3. 施行期日

令和4年10月1日

※ 第2条第3項第4号の規定については、平成31年1月1日から適用する。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に勤務する職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校に勤務する職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの勤務1回につき3,600円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(5) [略]

4～6 [略]

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの勤務1回につき5,100円

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの勤務1回につき3,600円

(5) [略]

4～6 [略]

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、この規則による改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第3項第4号の規定は、平成31年1月1日か

ら適用する。